

重要事項説明書

(訪問・介護予防訪問リハビリテーション)

1. 事業所概要

事業所名	社会医療法人平成記念会 平成まほろば病院
管理者	院長 青山雄一
設立年月日	平成 26 年 6 月
所在地	橿原市四分町 82-1
連絡先	(電話) 0744-21-7200 (携帯) 080-2488-0956
介護保険事業所番号	2911201800
提供可能サービス	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
サービス提供地域	橿原市、明日香村、高取町

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする
運営の方針	1 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。 2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。 3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで

4. サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日 但し、祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日を除く
営業時間	午前9時から午後5時まで

5. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	事業の管理等	1名（院長兼務）
サービス提供責任者	サービス計画の作成等	1名（常勤）
サービス提供者 理学療法士	サービスの提供等	6名（常勤）

6. サービス利用料及び利用者負担

- （1） 指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション又は指定介護予防リハビリテーションが法定代理受理サービスであるときは、介護報酬告示上の額にご利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となる。
- （2） 次条の通常のサービス提供地域以外の居宅においても各サービスを行う場合のそれに要した交通費は徴収致しません。
- （3） その他
 - ア. 請求書は当該利用月翌月に発行します。その請求明細に基づき利用者の指定する銀行口座より定められた日（当該利用月の翌月 27 日）に振替処理するものとします。
 - イ. 事業者は、指定口座より振替が不能であったことを確認した場合、次回指定振替日に2ヶ月分を一時に請求します。
 - ウ. サービスに対する利用者負担金は、「法定代理受理（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10 割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

※介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

5. キャンセル

(1) 利用者がサービスの中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

事業者：平成まほろば病院

(連絡先) 0744-21-7200

(携帯) 080-2488-0956

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

6. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当院相談コーナー	電話番号：0744-21-7200 リハビリテーション課技師長：萩原 輝郎 対応時間：午前 9：00～18：00
----------	--

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等できます。

橿原市福祉部 介護保険課	所在地 橿原市内膳町 1-1-60 電話番号 0744-22-8108 対応時間 午前 9：00～17：00
社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会	所在地 橿原市畝傍町 9-1 電話番号 0744-29-3880 対応時間 午前 9：00～17：00
奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町 302 番 1 電話番号 0744-29 - 8311 対応時間 午前 9：00～17：00

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	院長 青山雄一
-------------	---------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処

	分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	--

10. 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12. 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13. サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14. 衛生管理等

- (1)サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していま

す。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

15. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 当法人の概要

法人種別・名称	社会医療法人 平成記念会
代表者名	青山 信房
所在地	橿原市四条町 827
業務の内容	医業 及び 介護保険サービス
事業者全体の概要	1. 平成記念病院
	2. 平成まほろば病院
	3. 介護老人保健施設 鷺栖の里
	4. 通所介護事業所 リハビリへいせい 神宮前
	5. 通所介護事業所 リハビリへいせい 田原本
	6. 訪問看護ステーションあおい
	7. 居宅介護支援事業所 しじょう
	8. へいせいたかとりクリニック

17. 当法人の教育に関すること

- (1) 当法人のリハビリテーション課では、スタッフへの教育の一環として上記事業への見学等を実施しております。当事業も同様にスタッフが同行し見学させていただくことがあります。
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成するための教育施設として、学生をスタッフと共に同行させていただくことがあります。
- (3) (1)、(2) については事前にご相談させていただきます。見学同行について不同意であっても、不利益を受けることは決してありません。